

仕 様 書

1. 件名 市営住宅観音寺田団地共用部LED化委託業務
2. 目的 脱炭素社会に向け、CO2 排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。
また、LEDの管球は寿命も長いため交換等の頻度が少なくなり、維持管理の負担が軽減でき、さらに水銀ランプの製造が終了して現状は在庫のみで対応している状況や、主要メーカーが蛍光灯器具や蛍光灯ランプの生産を中止していることから、早期にLEDへの切り替えを行っていくことを目的とする。
3. 事業概要
 - ・受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
 - ・受注者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。
 - ・敷地内の照明器具のうち LED 化がされていないものについて、原則として全て LED 照明への取替を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についても LED 照明への取替を行う。
4. 履行期限 契約締結日から 令和7年 12 月 26 日
5. 履行場所 観音寺田団地（葛城市林堂229番地1）
6. 履行内容 LED照明設備一式の調達・取付・廃棄
7. LED照明設備仕様
 - (1) 照明器具及び光源(LED)は、未使用品であること。
 - (2) 光源(LED) 寿命 40,000 時間以上の製品であること。
 - (3) ベースライト形、ダウンライト形、高天井形の LED 照明は、日本照明工業会がHPで公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類の LED 照明についても、同様とすること)。
 - (4) 製品の製造業者は、ISO9001・ISO14001 認証を取得していること。
 - (5) 本事業は環境負荷低減を目的としており、設備更新にあたり省廃材によるCO2 排出量の削減も考慮し、対象施設内の既設照明器具の再利用が可能な場合には、再利用が可能な機器を選定すること。
8. 工事仕様
 - (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には再利用ができるように

既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、住民の安全対策については当市の各施設担当者との協議により決定すること。

- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは当市に引き渡すものとし、その条件等については、別途、当市と協議すること。
- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載していない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編令和 4 年版／国土交通省大臣官房官庁営繕部」により補完すること。
- (7) 提出書類
 - ① 工事完了届
 - ② 工事写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
 - ③ 設置製品のカタログ、取扱説明書
 - ④ 撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類
 - ⑤ 照明設備台帳
 - ⑥ 施工図面
 - ⑦ 関係諸官庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）
 - ⑧ 作業計画書
 - ⑨ 工程表
 - ⑩ 施工体制表
 - ⑪ 緊急連絡先
 - ⑫ 打合せ記録簿
 - ⑬ 省エネルギー効果の検証結果